

品川区子ども食堂推進事業補助金要綱

制定	令和3年	6月10日	区長決定	
改正	令和4年	9月20日	区長決定	要綱第208号
改正	令和4年11月	30日	区長決定	要綱第231号
改正	令和5年	6月21日	区長決定	要綱第137号
改正	令和6年	9月18日	区長決定	要綱第375号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）内の民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事および交流の場（以下「子ども食堂」という。）を提供する取組、子ども食堂で調理または用意した弁当および食材（以下「弁当等」という。）を取りに来た子どもまたはその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）ならびに弁当等を子どもの自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）に対し、その経費の一部を区が補助する品川区子ども食堂推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、区内の民間団体等が行う地域の子どもたちへの子ども食堂を提供する取組の安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、配食または宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子ども食堂の取組を支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる品川区子ども食堂推進事業（以下「補助事業」という。）は、地域の子どももしくはその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組または当該取組に加え、配食もしくは宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、月に1回以上、定期的に子ども食堂を開催すること。ただし、配食および宅食の実施回数については、この限りでない。
- (2) 子どもまたはその保護者（以下「参加者」という。）が1回当たり合わせて10名以上が参加できる規模で開催すること。ただし、配食および宅食の実施規模については、この限りでない。
- (3) 補助事業を実施している間は、責任者を常時配置し、安全に配慮した開催を図ること。
- (4) 補助事業の規模に応じて、必要なスタッフ（ボランティアスタッフも含む。以下同じ。）体制を確保すること。
- (5) 提供する食事は、原則として、子ども食堂のスタッフまたは参加者が直接調理した、栄養バランスのよいものとする。
- (6) 区が開催し、または関与する子ども食堂ならびに子どもおよび家庭の支援に関

わる他の関係機関等との連絡会に、補助事業を実施する者（以下「事業者」という。）が年に1回以上参加すること。

- （7）区が実施する虐待未然防止および早期発見に係る研修等に、事業者が年に1回以上参加すること。
- （8）子ども食堂のスタッフは、子ども食堂、配食または宅食を利用する参加者に対し、子どもおよび家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。また、参加者の生活状況を把握し、相談に応じるとともに、必要に応じて当該相談の内容に対応した関係機関と連携を図ること。ただし、虐待が疑われる場合等の早急な対応が必要な場合は、品川区子ども家庭支援センター等に対し、速やかに報告を行うこと。
- （9）食事を提供する対価として食事代を徴収する場合は、その額等について、地域の実情および補助事業の目的等を勘案して、事業者が判断すること。
- （10）10名以上の参加者が食事を取りながら交流することができる広さを確保すること。ただし、配食および宅食の実施場所については、この限りでない。
- （11）宅食を除き、参加者が立ち寄りやすい場所で実施するよう努めること。
- （12）補助事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導および助言を求めること。
- （13）食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の法令および通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- （14）参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認すること。この場合において、食物アレルギーに対応することができないときは、参加者へ周知、注意喚起する等、健康被害防止のため、適切に対応すること。
- （15）「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）における別添8「子ども食堂における衛生管理のポイント」等を参考とし、食中毒予防や感染症対策等の衛生管理に万全を期すこと。
- （16）事故発生時の対応のため、保険に加入すること。
- （17）食中毒および事故発生時の対応方法および連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図り、これらが発生したときは、区および保健所に対し、速やかに報告を行うこと。
- （18）特定の政党または政治団体のための活動もしくは特定の宗教のための活動を行わないこと。
- （19）個人情報の適正な管理に十分配慮し、また、補助事業の実施に携わるスタッフ等に対し、業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて、周知徹底を図る対策を講じること。

（補助対象期間）

第3条 補助事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1

日から3月31日までとし、第6条の規定による補助金の交付の決定前に実施した補助事業についても対象に含めるものとする。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（1）子ども食堂の開催に要する別表の補助対象経費の欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち設備整備費等以外のものの実支出額から利用者負担金その他の収入額を控除して得た額（1事業者当たり子ども食堂を開催した月数に40,000円を乗じて得た額を上限とする。）

（2）子ども食堂の開催に加え、配食または宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を実施する場合は、当該取組の実施に要する補助対象経費のうち設備整備費等以外のものの実支出額から利用者負担金その他の収入額を控除して得た額（1事業者当たり720,000円を上限とする。）

（3）新たな子ども食堂の立上げおよび支援の拡充に要する補助対象経費（設備整備費等に限る。）の実支出額から利用者負担金その他の収入額を控除して得た額（1事業者当たり500,000円を上限とする。）

（補助金の交付申請）

第5条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、品川区子ども食堂推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の交付を申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、品川区子ども食堂推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請を行った事業者（以下「申請者」という。）に対し、速やかに通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に必要な条件を付すことができる。

3 区長は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認める場合は、補助金を交付しないことを決定し、その理由を付して、品川区子ども食堂推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

（補助金の変更交付申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止しようとするとき（区長が必要がないと認める軽微な変更をする場合を除く。）は、あらかじめ、品川区子ども食堂推進事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助金の変更交付を申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定または不交付の決定および

その通知については、前条の規定を準用する。

（補助金の支払等）

第8条 第6条第2項および第3項の規定により決定した補助金については、品川区会計事務規則（昭和39年品川区規則第5号）第88条第2項により概算払とする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、品川区子ども食堂推進事業補助金概算払い請求書（第5号様式）を区長に提出するものとする。

（実施状況報告）

第9条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者（第7条後段において準用する第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者を含む。以下同じ。）に対し、補助事業の実施状況に関し報告を求め、または実地について調査することができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を決定した日の属する会計年度の4月1日から9月30日までの期間が終了したとき、同年度の10月1日から翌年3月31日までの期間が終了したときまたは補助事業が終了したときは、それぞれ区長が別に定める期日までに、品川区子ども食堂推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、補助事業の実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査および必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件（以下「交付決定内容等」という。）に適合するかどうかを調査し、適合すると認める場合は、前条の規定による実績の報告ごとに、交付すべき補助金の額を確定し、品川区子ども食堂推進事業補助金確定通知書（第7号様式。第13条において「確定通知」という。）により、補助事業者に対し、通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が交付決定内容等に適合しないと認める場合は、当該補助事業について、補助事業者に対し、交付決定内容等に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令に係る措置をとった場合における補助事業の実績の報告については、第10条の規定を準用する。

（補助金の精算）

第13条 補助事業者は、第11条の規定による確定通知を受けた後、速やかに品川区子ども食堂推進事業補助金精算書（第8号様式）を提出し、補助金の残額がある場合には、これを返還するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定

の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付が暴力団（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）（以下「品川区暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動を助長し、または暴力団の運営に資すると認められるとき。

(4) 暴力団関係者（品川区暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するに至ったとき。

(5) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくはこの要綱に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 区長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、品川区子ども食堂推進事業補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、当該取消しを受けた補助事業者に対し、速やかに通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（違約加算金）

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、区長に対し、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とする。）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 区長は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当

該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(財産処分の制限等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用を増加した財産（以下「取得財産」という。）について、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、取得財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第10号様式）により、区長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に規定する処分制限期間を経過している場合は、この限りでない。

3 区長は、前項の承認を受けた補助事業者が、取得財産を処分することにより収入を得た場合は、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

4 補助事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を作成するとともに、当該収入および支出に関する書類を整理し、これらを補助金の交付を決定した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第20条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）が確定した場合は、品川区子ども食堂推進事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第11号様式）に必要な書類を添付して、区長に対し、速やかに報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告に係る消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定めるものとする。

別表（第４条関係）

区分	補助対象経費
需用費	補助事業に利用する消耗品費（調理器具、収納用品、食器類、日用品類、事務用品等）、子ども食堂の案内のためのパンフレット等印刷費、光熱水費、食材費、車両の燃料費 ※光熱水費について、自宅、店舗等を実施場所とする場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
使用料および賃借料	会場の賃料、車両の賃借料 ※自宅、店舗等を実施場所とする場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
役務費等	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費を除く。） ※自宅、店舗等を実施場所とする場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合は、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
設備整備費等	冷蔵庫、ワゴン車のリース、デリバリーカーの購入等、新たな子ども食堂の立上げおよび支援の拡充に必要な設備整備等に要する経費
備考 補助対象経費には、人件費および事業者が団体運営に要する経費を含まないものとする。	

附 則

- この要綱は、令和３年４月１日から適用する。
- 第４条の規定にかかわらず、令和３年４月１日からこの要綱の適用の日までの間に令和３年度における子ども食堂を実施している場合にあつては、申請者は、令和３年度に限り、当該事業の実施後においても、同条の規定による申請を行うことができる。
- 令和３年度に限り、別表の規定中「２４０，０００円」は、感染症対策を実施している場合にあつては「３６０，０００円」とする。

附 則（令和４年９月２０日改正）

- この要綱は、令和４年４月１日から適用する。
- 令和４年度に限り、事業者が感染症対策を実施している場合における改正後の品川区子ども食堂推進事業補助金要綱第３条第１項第１号の規定の適用については、同号中「２０，０００円」とあるのは「３０，０００円」とする。

附 則（令和４年１１月３０日改正）

- この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

- 2 令和4年度に限り、改正後の品川区子ども食堂推進事業補助金要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「20,000円」とあるのは「40,000円」とする。
- 3 新要綱の決定の際現に行われている新要綱による改正前の品川区子ども食堂推進事業補助金要綱（以下「旧要綱」という。）に規定する様式による申請、報告その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、新要綱に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。
- 4 旧要綱に規定する様式の書面は、新要綱の決定後においても、令和4年度に限り、新要綱に規定する相当様式の書面とみなす。
- 5 新要綱の決定前に、旧要綱の規定により通知され、発付されまたは作成された通知書、命令書その他の文書の効力については、なお従前の例による。
- 6 新要綱の決定の際、区長は、新要綱の決定前に行われた旧要綱第5条の規定による補助金の交付の決定（旧要綱第6条後段において準用する旧要綱第5条の規定による補助金の交付の決定を含む。以下「旧交付決定」という。）について、当該決定に係る旧要綱第4条の規定による補助金の交付の申請または旧要綱第6条の規定による補助金の変更交付の申請をそれぞれ新要綱第5条の規定による補助金の交付の申請または新要綱第7条の規定による補助金の変更交付の申請とみなした申請があったものとみなして、新要綱第6条の規定をそれぞれ適用し、または準用することができる。この場合において、旧交付決定は、同条の規定による補助金の交付の決定（旧要綱第6条の規定による補助金の変更交付の申請を新要綱第7条の規定による補助金の変更交付の申請とみなして準用する新要綱第6条の規定による補助金の交付の決定を含む。）と同時に取り消されたものとみなす。

付 則（令和5年6月21日改正）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和6年9月18日改正）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。